

仕 様 書

件名	大原北宿舎他内壁塗替え等工事	調達要求番号	第4SRD1AA6558号																				
		作成年月日	令和6年4月23日																				
		作成部隊等	小郡駐屯地業務隊 防衛技官 内村 愛梨																				
<p>1 場 所</p> <p>福岡県小郡市小郡2201-4 陸上自衛隊小郡駐屯地大原宿舎（1棟） 福岡県小郡市小郡2203-4 陸上自衛隊小郡駐屯地小郡特借宿舎（1棟） 福岡県小郡市小郡2304-2 陸上自衛隊小郡駐屯地大原北宿舎（3棟） 福岡県小郡市小郡2397-8 陸上自衛隊小郡駐屯地大原北宿舎（4棟・5棟）</p> <p>2 適応範囲</p> <p>本作業は、本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」に基づき実施する。</p> <p>3 概 要</p> <table><tr><td>(1) 内壁塗替え</td><td>1386.2 m³</td></tr><tr><td>(2) 浴室天井塗り替え</td><td>3.0 m³</td></tr><tr><td>(3) 天井クロス張り替え</td><td>260.4 m³</td></tr><tr><td>(4) 押入襖紙（表：新鳥の子）張り替え</td><td>41 枚</td></tr><tr><td>(5) 戸袋襖紙（表：新鳥の子）張り替え</td><td>40 枚</td></tr><tr><td>(6) 戸襖襖紙（新鳥の子）張り替え</td><td>12 枚</td></tr><tr><td>(7) 戸襖襖紙・大（ビニル系）張り替え</td><td>104 枚</td></tr><tr><td>(8) 戸襖襖紙・小（ビニル系）張り替え</td><td>24 枚</td></tr><tr><td>(9) 畳取替（京間・1畳）</td><td>88 枚</td></tr><tr><td>(10) 畳取替（京間・半畳）</td><td>1 枚</td></tr></table> <p>4 作業を実施しない日及び時間帯</p> <p>原則、土曜日、日曜日及び祝日、平日の午後5時から午前8時15分まで。 ただし、別に定める場合はこの限りではない。</p> <p>5 一般事項</p> <p>(1) 本工事は特記によるほか、図面に記載なき事項及び用語の定義については、以下によるものとする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書（建築工事編）』 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）』</p> <p>(2) 本工事は、仕様書その他、関係諸法規を遵守し、実施するものとする。</p> <p>(3) 写真は、工事前・工事中・工事後、主要な作業段階毎及び係官の指示する箇所を撮影し、工事用写真帳に整理後、1部提出すること。なお、写真データについては、消失及び情報流出させないよう厳重に管理する。</p>				(1) 内壁塗替え	1386.2 m ³	(2) 浴室天井塗り替え	3.0 m ³	(3) 天井クロス張り替え	260.4 m ³	(4) 押入襖紙（表：新鳥の子）張り替え	41 枚	(5) 戸袋襖紙（表：新鳥の子）張り替え	40 枚	(6) 戸襖襖紙（新鳥の子）張り替え	12 枚	(7) 戸襖襖紙・大（ビニル系）張り替え	104 枚	(8) 戸襖襖紙・小（ビニル系）張り替え	24 枚	(9) 畳取替（京間・1畳）	88 枚	(10) 畳取替（京間・半畳）	1 枚
(1) 内壁塗替え	1386.2 m ³																						
(2) 浴室天井塗り替え	3.0 m ³																						
(3) 天井クロス張り替え	260.4 m ³																						
(4) 押入襖紙（表：新鳥の子）張り替え	41 枚																						
(5) 戸袋襖紙（表：新鳥の子）張り替え	40 枚																						
(6) 戸襖襖紙（新鳥の子）張り替え	12 枚																						
(7) 戸襖襖紙・大（ビニル系）張り替え	104 枚																						
(8) 戸襖襖紙・小（ビニル系）張り替え	24 枚																						
(9) 畳取替（京間・1畳）	88 枚																						
(10) 畳取替（京間・半畳）	1 枚																						

- (4) 工事中、他の箇所汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに係官に報告することとし、請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
- (5) 工事中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
- (6) 本仕様書及び工事に際し疑義を生じた場合は、係官と協議した後、実施する。
- (7) 工事で発生した発生材については、請負業者において適切に処分し産業廃棄物管理票の写しを提出する。
- (8) 作業にあたり、電気及び水の使用の際は請負者側で事前に準備すること。

7 特記事項

- (1) 本工事の作業に関しては、7月31日までに終わらせること。
- (2) 共通
 - ア 整備時においては、各部屋内部の整備範囲外の養生を行ってから整備を実施すること。
 - イ 使用する材料及びその色等においては、整備前に担当官の承認を得ること。
 - ウ 整備を実施する部屋、箇所及び数量については、別表「整備箇所一覧表」による。
- (3) 内壁塗り替え
 - ア 塗装面はコンクリート打ち放し面とし、GP塗りB種とする。
 - イ 塗装時においては、塗装範囲外に塗料が付着しないよう養生してから実施し、色むら等が無いように実施すること。また、塗装面の剥離及び下地の補修を程度に応じて実施すること。
- (4) 浴室天井塗り替え
 - ア 塗装面はケイカル板面とし、NAD塗りB種とする。
 - イ 塗装時においては、塗装範囲外に塗料が付着しないよう養生してから実施し、色むら等が無いように実施すること。また、塗装面の剥離及び下地の補修を程度に応じて実施すること。
- (5) 天井クロス張り替え
 - ア 張り付け面は石こうボード面とし、使用する材料はビニル、Iタイプ防火2級品とする。
 - イ 既存クロス撤去後、下地調整RB種及び清掃を行い、シーラーを全面に塗布する。
 - ウ 張り付けは、壁紙を直接下地に張り付けるものとし、たるみ、模様等の食い違いが無いよう裁ち合わせて張り付ける。
- (6) 襖紙張り替え
 - ア 襖紙は、新鳥の子とする。
 - イ 張り替えの際は、四方の寸法を確認し、下張り（下地）の補修を程度に応じて実施すること。また襖紙と襖縁との間に隙間が無いことを確認し、襖の開閉動作確認を行うこと。
- (7) 畳取替
 - 防湿及び防カビシートを程度に応じて敷設すること。

整備箇所一覧表

番号	宿舎名等	棟	室	内壁塗替 (㎡)	浴室天井 塗替 (㎡)	天井クロス 張替 (㎡)	襖(新鳥の子)張替			戸襖(ビニル系)張替		畳取替		養生面積 (㎡)
							大(枚)	小(枚)	戸襖(枚)	大(枚)	小(枚)	1畳(枚)	半畳(枚)	
1	大原	1号棟	33号	113.0	—	—	3	3	—	13	3	6	—	73.54
2	大原	1号棟	34号	113.0	—	—	3	3	—	13	3	6	—	73.54
3	小郡特借	1号棟	11号	103.8	—	—	3	3	—	13	3	6	—	62.59
4	小郡特借	1号棟	22号	103.8	—	—	3	3	—	13	3	6	—	62.59
5	小郡特借	1号棟	31号	103.8	—	—	3	3	—	13	3	6	—	62.59
6	小郡特借	1号棟	33号	103.8	—	33.6	3	3	—	13	3	6	—	62.59
7	小郡特借	1号棟	34号	103.8	—	—	3	3	—	13	3	6	—	62.59
8	小郡特借	1号棟	37号	103.8	—	33.6	3	3	—	13	3	6	—	62.59
9	大原北	3号棟 (c)	37号	97.0	3.0	—	5	4	4	—	—	16	1	64.97
10	大原北	4号棟	24号	110.1	—	48.3	3	3	2	—	—	6	—	62.68
11	大原北	4号棟	44号	110.1	—	48.3	3	3	2	—	—	6	—	62.68
12	大原北	5号棟	21号	110.1	—	48.3	3	3	2	—	—	6	—	62.68
13	大原北	5号棟	32号	110.1	—	48.3	3	3	2	—	—	6	—	62.68
計				1386.2	3.0	260.4	41	40	12	104	24	88	1	838.31

凡 例	襖(新鳥の子)張替	押入:軽量襖 W840mm×H1820mm基準
		戸袋:軽量襖(天袋用) W840mm×H490mm基準
		戸襖:木製フラッシュ戸 W830mm×H1820mm基準
	畳取替	京間畳6尺3寸